平成２５年（フ）第１１０号
奈良県磯城郡三宅町大字上但馬124番地の３
債務者　米澤　聖代
１　決定年月日時　平成25年５月14日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月３日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第８７号
長崎県長崎市坂本２丁目18番27号
債務者　村上紀美子
１　決定年月日時　平成25年５月15日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１５０号
埼玉県北葛飾郡杉戸町倉松５丁目６番32号
債務者　小宮嘉代こと　小宮　美雪
１　決定年月日時　平成25年５月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第２０号
千葉市花見川区朝日ケ丘４丁目36番10号
債務者　田中美智子
１　決定年月日時　平成25年５月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第２４８号
千葉市稲毛区山王町60番地５　斉藤コーポⅠ101号
債務者　小酒井百合枝
１　決定年月日時　平成25年５月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第２７０号
千葉市中央区村田町893番地43　ピア大杉Ａ101号
債務者　坂口　正秋
１　決定年月日時　平成25年５月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第９号
新潟県柏崎市松波２丁目10番13―101号
ジュネス松波
債務者　新井良太こと　朴　　良太
１　決定年月日時　平成25年５月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第１０７号
高知市鴨部高町139番地　ミタニマンション305号
債務者　坂本　　昭
１　決定年月日時　平成25年５月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第８０号
愛知県豊橋市つつじが丘３丁目６番地６　４―Ａ、従前の住所愛知県田原市やぐま台15番地11
債務者　船木　信一
１　決定年月日時　平成25年５月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで
５　免責審尋期日　平成25年７月３日午前11時
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第９号
川崎市高津区久末2118番地　サンパレス久末204
債務者　広瀬　敏之
１　決定年月日時　平成25年５月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
５　免責審尋期日　平成25年７月９日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第８２号
川崎市高津区末長2030番地　４―151、前住所川崎市高津区末長2030番地　５―176
債務者　西田　定晴
１　決定年月日時　平成25年５月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
５　免責審尋期日　平成25年７月９日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第１２３号
横浜市神奈川区六角橋２丁目５番20号　リバフィールド403号、申立時の住所川崎市高津区久地１丁目25番21号　コーポノクティ201
債務者　明石　康宏
１　決定年月日時　平成25年５月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
５　免責審尋期日　平成25年７月９日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第１２８号
川崎市川崎区藤崎３丁目11番12―406号
債務者　小山田　仁
１　決定年月日時　平成25年５月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
５　免責審尋期日　平成25年７月９日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第１３１号
川崎市川崎区池上新町２丁目21番８号
債務者　勝亦　辰徳
１　決定年月日時　平成25年５月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
５　免責審尋期日　平成25年７月９日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第１４０号
川崎市多摩区生田２丁目７番18号　あぱるとかやま101、前住所川崎市多摩区長沢１丁目11番６号　ビグノーブルハイツ201
債務者　中元　　愛
１　決定年月日時　平成25年５月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
５　免責審尋期日　平成25年７月９日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第１５０号
川崎市幸区中幸町２丁目24番地
債務者　三田　聡子
１　決定年月日時　平成25年５月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
５　免責審尋期日　平成25年７月９日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係